第二十二条中「第四条の規定による申請等」を「この規則の規定により会計検査院に対して行われる申請等（第六条第一項（同条第三項の規定において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により経由して申請等を行う場合を含む。）」に改める。

第二十三条中「会計検査院の」を「会計検査院又は第六条第一項の規定により経由する者の」に改める。

第二十四条第二項及び第三項を次のように改める。

２　前項の規定により申請等を行う者は、その氏名を同項の電子計算機から入力しなければならない。

３　情報通信技術活用法第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって会計検査院規則で定めるものは、第一項の規定により申請等を行う者が、その氏名を同項の電子計算機から入力することをいう。

第二十五条中「第一条から第三条まで、第五条第一項、第十条（第十二条第三項において準用する場合を含み、有責任通知書の送付に係る部分に限る。）、第十二条第一項、第十七条第一項（第十九条第三項において準用する場合を含み、有責任通知書の送付に係る部分に限る。）及び第十九条第一項の規定による」を「この規則の規定により会計検査院が行う」に改める。

第三十条第二項中「第二十四条」の下に「第一項及び第二項」を加え、「前項の」を「前項に規定する方法により申請等を行う」に改め、後段を削り、同条に次の一項を加える。

３　第一項に規定する方法により申請等を行う場合においては、前項において準用する第二十四条第二項の氏名の入力をもって第二十条の規定による記名に代えるものとする。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律の施行に伴う会計検査の実施に関し必要な事項を定める規則（平成二十三年会計検査院規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条の表第二十五条第一項の項を次のように改める。

第二十二条	第六条第一項（同条第三項の規定において準用する場合を含む。次条において同じ。）	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六条第一項

第三条の表に次のように加える。

第二十三条第一項	第六条第一項の規定	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六条第一項の規定
第二十三条第二項	第六条第一項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第六条第一項
第三十条第一項	第二十三条第一項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項
第三十条第二項	前項	規則第三条の規定により読み替えて適用する前項
第三十条第三項	第一項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第一項
	前項	規則第三条の規定により読み替えて適用する前項

○会計検査院規則第九号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第三十八条の規定に基づき、会計検査院審査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十五日　　会計検査院長　森田　祐司

会計検査院審査規則の一部を改正する規則

会計検査院審査規則（平成十八年会計検査院規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（昭和二十二年法律第七十三号）」を削る。

第二十一条の見出しを「（提出書類への記名）」に改め、同条中「押印」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第十一号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会文書決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年十二月二十五日　　国家公安委員会委員長　小此木八郎

国家公安委員会文書決裁規則の一部を改正する規則

国家公安委員会文書決裁規則（平成十年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四号中「で重要なもの」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。